

平成28年度第4回  
袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議次第

日時 平成29年2月10日（金）  
午前10時から  
場所 市役所旧館3階大会議室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 題

(1) 子育て支援施策の取組みについて【報告】

(2) その他

4 閉 会

## 子育て支援施策の取組みについて【報告】

## 【平成27・28年度に子ども・子育て支援会議で審議いただいていた主な取り組み】

## (1) 幼保連携の推進に関すること

- ①昭和地区に市初となる幼保連携型認定こども園を整備する。
- ②市立幼稚園を2園から1園とする。
- ③幼児教育と保育に関する共通カリキュラムを作成する。

## (2) 保育の確保量の増加に関すること

- ①市初となる小規模保育事業「みどりの風保育園」を認可し、19名の保育量を確保した。
- ②既存の私立保育園（白ゆり保育園）の定員を変更し、30名の保育量を確保した。

## (3) 子育て応援プランの一部変更に関すること

- ①新規事業となる「子育て世代包括支援事業」及び「産前産後ヘルパー派遣事業」を計画に位置付けた。
- ②保育のニーズ量の状況変化に基づき、保育量の確保方策を変更した。

## 【平成29年度からの新規事業】

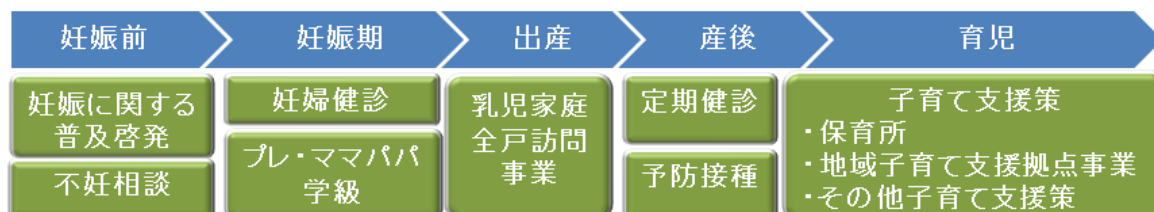
## (1) 「袖ヶ浦市子育て世代総合サポートセンター」の開設について

## ○事業の目的

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する不安の解消を図るとともに、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門職員等がきめ細やかに相談支援を行い、子育て環境の向上を図ります。



## 【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



## ○事業の概要

### (1) 設置根拠

- ・母子保健法
- ・袖ヶ浦市子育て世代総合サポートセンター事業実施要綱

### (2) 名称及び場所

名称 袖ヶ浦市子育て世代総合サポートセンター

場所 市役所新館2階（健康推進課と子育て支援課の間）

※専用相談室を2室設置します。

### (3) 開設時期

平成29年4月

### (4) 対象者

市内に居住する妊産婦並びに子ども及びその保護者

### (5) センターの主な業務内容

- 1 母子手帳交付時に妊産婦と全員面接を行い、妊産婦の生活状況等を把握する。
- 2 全ての妊産婦の状況を地区保健師と連携し、継続的に把握する。
- 3 支援を必要とする者には、支援プランを作成し、手厚い支援を行う。
- 4 子ども又はその保護者に対して必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導を行う。

### (6) 職員体制

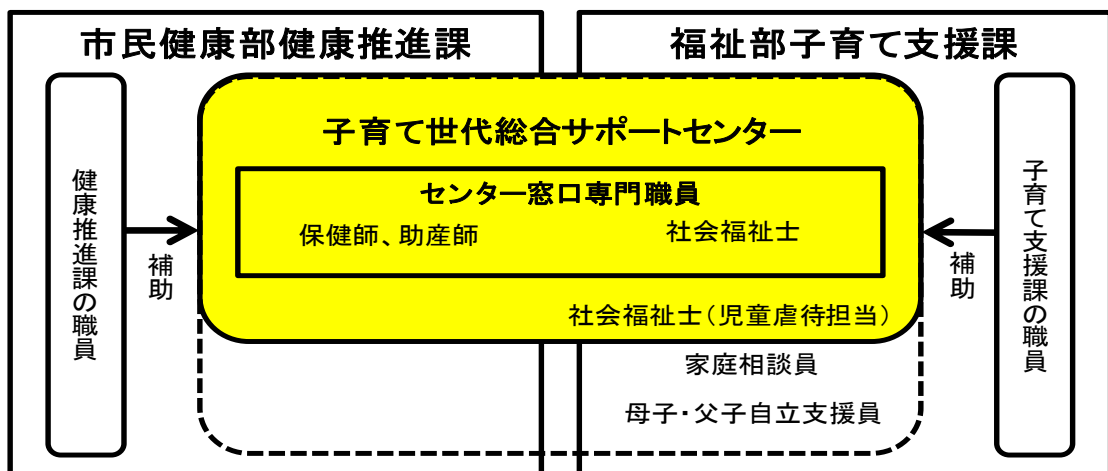
子育て世代総合サポートセンターでは、妊娠届の受付から妊娠、出産、子育て等の相談、児童虐待予防等に関することなど、幅広く専門的に支援を行うことから、複数の専門職員を配置します。

#### 【窓口専門職員】

社会福祉士、保健師、助産師（各1名）

#### 【連携専門職員】

社会福祉士（児童虐待担当）、家庭相談員、母子・父子自立支援員



## ○「袖ヶ浦市子育て世代総合サポートセンター」のねらい

### ①子育て世代には様々な心配や不安があります。



### ②各家庭の状況に合わせて総合的、継続的に見守り支援を行います。

#### ① ワンストップでの子育て総合相談

子育て家庭の困りごと、心配ごと、不安、わからないこと何でも袖ヶ浦市子育て世代総合サポートセンターでお聞きします。

→ 専門の職員が、それぞれのニーズに合った子育て支援サービスの提案などを行います。

例) 担当窓口の紹介、利用できるサービスの情報提供、専門職員によるアドバイス

#### ② 妊娠の届出・母子手帳交付のとき面接とアンケートを実施します。

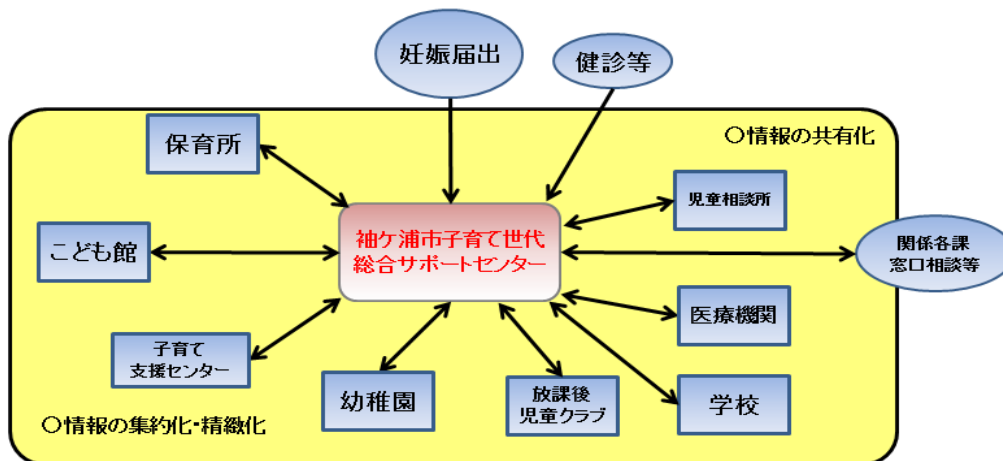
→ 生活状況等を把握し、継続して見守り支援していくための資料とします。

③ ①や②で支援が必要と判断された方には、支援プランを作成し、関係機関等と連携して支援を行います。

### ③子育て環境の向上を目指します。

- ・総合相談窓口の開設により、相談先が明確になる。
- ・子育てに係る様々な不安を解消し、安心して子どもを産み育てられる環境が向上する。
- ・増加傾向にある児童虐待の未然防止につながる。
- ・子育て環境の向上に伴い、少子化への歯止めが期待される。

【関係機関との連携（連絡調整）イメージ】



## **(2) 産前産後ヘルパー派遣事業について**

### **○事業の目的**

家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない母親等に対し、産前産後においてヘルパーサービスを提供することで、安心して子育てができる環境の整備に寄与することを目的とします。

### **○事業の開始時期**

平成29年4月

### **○派遣対象者**

市内に住所を有する次の者に、袖ヶ浦市と契約した産前産後ヘルパー派遣事業者からヘルパーを派遣し、家事及び育児の援助を行います。

- (1) 妊娠届を提出した妊婦で、日中家事又は育児を行う者が他にいない方
- (2) 出生後6か月未満の子どもを養育し、日中家事又は育児を行う方が他にいない方（多胎児の場合は、出生後1年未満）

### **○派遣事業者**

適切な事業運営が確保できると市長が認めた、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定訪問介護事業者又は同等のサービスが提供できる事業者です。

### **○派遣事業者への研修**

市は、派遣事業者に対し、授乳介助、おむつ交換介助、もく浴介助、子育て世代の母親に対する適切な応対等のサービスが円滑に実施できるよう、保育士等を講師とした研修を実施します。

そして、派遣事業者は、訪問するヘルパーに対し、研修を行います。

### **○サービス内容**

#### **(1) 家事に関する援助**

- ア 食事の準備及び後かたづけ (例：調理、皿洗い)
- イ 衣類の洗濯、補修 (例：洗濯、アイロンがけ)
- ウ 居室等の掃除、整理整頓 (例：簡易な掃除、窓ふき)
- エ 生活必需品の買い物 (例：食材・日用品の買い物)
- オ その他必要な家事援助 (例：布団干し)

#### **(2) 育児に関する援助**

※母親等の監督のもと、母親等の手伝いを中心とした援助を行います。

- ア 授乳介助 (例：湯沸かし、粉ミルク調合)
- イ おむつ交換介助 (例：おむつの準備、処理)

- ウ もく浴介助（例：ベビーバスの用意、かたづけ）
  - エ 適切な育児環境の整備（例：エアコンの温度調節、乳児の着替え）
  - オ 通院等の同行支援（例：通院の付添い）
  - カ その他の必要な育児援助（例：居宅内での兄姉の世話）
- ※原則として、自宅で利用者（母親等）への援助を行うので、ヘルパーと子どもだけの留守番等はできません。

### ○派遣の時間、期間及び回数

#### （１）利用可能時間

7時から19時の間で、1回につき連続する2時間以内、1時間単位で利用が可能です。※ただし、年末年始を除きます。

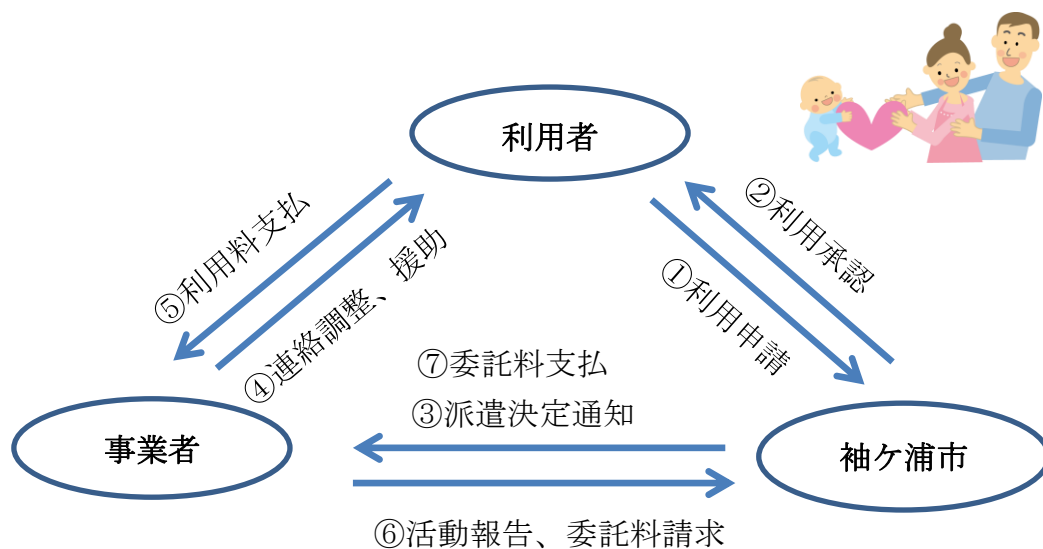
#### （２）利用回数

産前25回以内、産後25回以内（多胎児の場合は50回以内）です。  
 なお、1日に利用できる回数は、2回までです。

### ○委託料と利用料金

派遣対象となる世帯	1時間あたりの委託料 (市が事業者支払う額)	1時間あたりの利用料金 (利用者が事業者支払う額)
生活保護世帯	2,500円	0円
住民税非課税世帯	2,200円	300円
その他の世帯	1,800円	700円

### ○ヘルパー派遣の流れ



### (3) 保育の確保量拡大に向けての取り組みについて

#### ○認可保育所の整備支援

- 開園時期 平成29年度中  
名称 (仮) みどりの丘保育園  
所在地 袖ヶ浦市蔵波 3108 番地 19  
定員 90名 (※)  
設置主体 社会福祉法人 みどりの風  
実施予定の保育サービス  
・延長保育、一時預かり事業、子育て支援センター、病後児保育

#### ○認定こども園の整備支援

- 開園時期 平成30年4月1日  
名称 (仮) 認定こども園マリン  
所在地 袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業 38-1 街区 1-1-1 画地他 4 画地  
定員 240名 (※)  
1号認定(幼稚園部分) 90名 (※)  
2・3号認定(保育部分) 150名 (※)  
設置主体 社会福祉法人 恵福社会  
実施予定の保育サービス  
・延長保育、一時預かり事業、病児保育、休日保育、子育て支援センター

(※) 定員については、千葉県との協議により決定となります。

#### 【認定こども園完成イメージ】

